

旅客取扱関係規程類集 10 列車指定券関係 ②京阪プレミアムカークラブ会員規約【新旧対照表】
【2023年9月26日より適用】

改 正	現 行
② 京阪プレミアムカークラブ会員規約	② 京阪プレミアムカークラブ会員規約
2017. 8. 1 制定	2017. 8. 1 制定
2018. 2. 20 改正	2018. 2. 20 改正
2018. 3. 23 改正	2018. 3. 23 改正
2018. 4. 27 改正	2018. 4. 27 改正
2018. 9. 15 改正	2018. 9. 15 改正
2019. 10. 1 改正	2019. 10. 1 改正
2020. 3. 16 改正	2020. 3. 16 改正
2021. 1. 31 改正	2021. 1. 31 改正
2022. 3. 18 改正	2022. 3. 18 改正
2022. 5. 27 改正	2022. 5. 27 改正
2023. 4. 1 改正	2023. 4. 1 改正
2023. 5. 25 改正	2023. 5. 25 改正
<u>2023. 9. 26 改正</u>	
(適用範囲)	(適用範囲)
第1条	第1条
{ (現行どおり)	{ (省略)
(会員サービス)	(会員サービス)
第2条	第2条
(用語の定義)	(用語の定義)
第3条 この規約において用いる用語の意味は、次のとおりとする。	第3条 この規約において用いる用語の意味は、次のとおりとする。
用語	定義
本サービス	「京阪プレミアムカークラブの会員」を対象とするサービス。
会員	本規約を承認のうえ、インターネット環境を通じて京阪プレミアムカークラブの入会申し込みを行い、当社が入会を認めた旅客のことをいう。
京阪プレミアムカークラブポイント	京阪プレミアムカークラブ web ページ（以下 専用 web ページという）においてネット列車指定券を購入した金額に応じて還元されるポイントをいう。
列車指定券	プレミアムカー券、ネットプレミアムカー券、ポイントプレミアムカー券、ライナー券、ネットライナー券、ポイントライナー券の総称のことをいう。
ネット列車指定券	ネットプレミアムカー券およびネットライナー券の総称のことをいう。
用語	定義
本サービス	「京阪プレミアムカークラブの会員」を対象とするサービス。
会員	本規約を承認のうえ、インターネット環境を通じて京阪プレミアムカークラブの入会申し込みを行い、当社が入会を認めた旅客のことをいう。
京阪プレミアムカークラブポイント	京阪プレミアムカークラブ web ページ（以下 専用 web ページという）においてネット列車指定券を購入した金額に応じて還元されるポイントをいう。
列車指定券	プレミアムカー券、ネットプレミアムカー券、ポイントプレミアムカー券、ライナー券、ネットライナー券、ポイントライナー券の総称のことをいう。
ネット列車指定券	ネットプレミアムカー券およびネットライナー券の総称のことをいう。

*下線部が改正箇所。

旅客取扱関係規程類集 10 列車指定券関係 ②京阪プレミアムカード会員規約【新旧対照表】
【2023年9月26日より適用】

改 正		現 行	
用語	定義	用語	定義
ポイント列車指定券	ポイントプレミアムカード券およびポイントライナー券の総称のことをいう。	ポイント列車指定券	ポイントプレミアムカード券およびポイントライナー券の総称のことをいう。
発行替	ネット列車指定券およびポイント列車指定券を列車指定券発売駅において購入列車単位で列車指定券に発行替することをいう。	発行替	ネット列車指定券およびポイント列車指定券を列車指定券発売駅において購入列車単位で列車指定券に発行替することをいう。
スマートフォン等	インターネットに対応しており、専用 web ページに正常に接続することができるスマートフォン・タブレット等の情報端末のことをいう。	スマートフォン等	インターネットに対応しており、専用 web ページに正常に接続することができるスマートフォン・タブレット等の情報端末のことをいう。
専用 web ページ	ネット列車指定券を購入するための web ページのことをいう。	専用 web ページ	ネット列車指定券を購入するための web ページのことをいう。
ログイン	専用 web ページのログイン画面にて、メールアドレス、パスワードを入力して、メニュー画面を表示させることをいう。	ログイン	専用 web ページのログイン画面にて、メールアドレス、パスワードを入力して、メニュー画面を表示させることをいう。
<u>アカウント</u>	<u>会員が京阪プレミアムカード会員規約を利用する際に必要な個人認証情報をいう。</u>	(新設)	

(会員登録)

第4条 (現行どおり)

(会員資格の有効期限)

第8条 (会員資格の喪失)

第9条 当社は前条の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた時は、事前に会員に通知することなく会員登録を抹消し、当該会員は、退会したものとして扱うことがある。なお、退会と同時に累積されたポイントは失効する。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 登録した会員情報の内容に虚偽等があった場合
- (3) 会員情報等を不正に使用した場合
- (4) 正当な理由なく複数のアカウントを作成または使用した場合
- (5) 反社会的勢力に該当した場合
- (6) その他、会員の本サービス利用状況が当社もしくは、当社の利害関係者に対して損害(機会損失を含む)を及ぼす恐れがあるなど、当社が好ましくないと判断した場合
- (7) 住所、電話番号、メールアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった場合

(取扱い時間)

第10条 (現行どおり)

(会員登録)

第4条 (省略)

(会員資格の有効期限)

第8条 (会員資格の喪失)

第9条 当社は前条の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた時は、事前に会員に通知することなく会員登録を抹消し、当該会員は、退会したものとして扱うことがある。なお、退会と同時に累積されたポイントは失効する。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 登録した会員情報の内容に虚偽等があった場合
- (3) 会員情報等を不正に使用した場合
- (4) (新設・以降項番繰り下げる)
- (4) 反社会的勢力に該当した場合
- (5) その他、会員の本サービス利用状況が当社に対して損害を及ぼす恐れがあるなど、当社が好ましくないと判断した場合
- (6) 住所、電話番号、メールアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった場合

(取扱い時間)

第10条 (省略)

*下線部が改正箇所。

旅客取扱関係規程類集 10 列車指定券関係 ②京阪プレミアムカークラブ会員規約【新旧対照表】
【2023年9月26日より適用】

改 正	現 行
(ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入)	(ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入)
<u>第11条</u> 会員はスマートフォン等から、ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入ができる。	<u>第11条</u> 会員はスマートフォン等から、ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入ができる。
2 ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入は、当該列車の乗車日14日前の午前10時から、乗車駅の時刻表に表示された発車時刻1分前までとする。	2 ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入は、当該列車の乗車日14日前の午前10時から、乗車駅の時刻表に表示された発車時刻1分前までとする。
<u>3</u> ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入できる列車は5列車まで、かつ1列車あたり4席までとする。購入時と同一の条件で、追加後の合計座席数が4席までであれば追加して購入できる。	<u>3</u> <u>座席の指定にあたっては、1席購入の場合は窓側、通路側等の選択ができるが、希望の座席が確保できない場合は、他の座席は確保せず「座席が取れませんでした。」等の表示となる。(削除・以降項番繰り上げ)</u>
<u>4</u> 購入手続中においても締切時間になると、購入できないことがある。	<u>4</u> ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入できる列車は5列車まで、かつ1列車あたり4席までとする。購入時と同一の条件で、追加後の合計座席数が4席までであれば追加して購入できる。
<u>5</u> 希望の乗車区間において空席が無い場合は、購入できない。	<u>5</u> 購入手続中においても締切時間になると、購入できないことがある。
<u>6</u> 購入が完了した場合、登録されたメールアドレスへ通知する。なお、購入完了・変更完了メールは、ネット列車指定券またはポイント列車指定券とみなさない。	<u>6</u> 希望の乗車区間において空席が無い場合は、購入できない。
(料金の決済)	(料金の決済)
<u>第12条</u>	<u>第12条</u>
{ (現行どおり)	{ (省略)
(契約の成立時期及び適用規定)	(契約の成立時期及び適用規定)
<u>第14条</u>	<u>第14条</u>
(プレミアムカーまたはライナー列車への乗車)	(プレミアムカーまたはライナー列車への乗車)
<u>第15条</u> 会員はネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入後にプレミアムカーまたはライナー列車へ乗車する際は、必ず <u>ネット列車指定券、ポイント列車指定券を表示できるスマートフォン等</u> を携行するものとする。	<u>第15条</u> 会員はネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入後にプレミアムカーまたはライナー列車へ乗車する際は、必ず購入に使用したスマートフォン等を携行するものとする。
2 会員は、当社係員の請求があるときはスマートフォン等により専用webページに接続し座席番号等の購入情報を呈示するものとする。	2 会員は、当社係員の請求があるときはスマートフォン等により専用webページに接続し座席番号等の購入情報を呈示するものとする。
スマートフォン等の故障、充電切れ等により購入情報の確認ができない場合は、当該列車に乗車することはできない。	スマートフォン等の故障、充電切れ等により購入情報の確認ができない場合は、当該列車に乗車することはできない。
<u>3 会員がグループの代表者としてネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入した場合、グループの代表者以外の旅客は、代表者と一緒に乗車するものとする。</u>	グループの代表者がネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入した場合、代表者と一緒に乗車するものとする。
(ネット列車指定券、ポイント列車指定券の列車変更)	(ネット列車指定券、ポイント列車指定券の列車変更)
<u>第16条</u>	<u>第16条</u>
{ (現行どおり)	{ (省略)
(反社会的勢力の排除)	(反社会的勢力の排除)
<u>第37条</u>	<u>第37条</u>
(有効期間)	(有効期間)
<u>第38条</u> 本規約は、 <u>2023年9月26日</u> より効力を有する。	第38条 本規約は、2023年5月25日より効力を有する。
附 則	附 則
{ (現行どおり)	{ (省略)

*下線部が改正箇所。